

(一社) 福岡県法人会連合会 会 長 殿

(公社) 行橋法人会

会 長 野中 眞治

令和 8 年度税制改正要望事項

検討テーマ	課 題
子育て支援優遇措置 将来の年金制度を破綻させないために	<p>将来的な人口減少を食い止めるためには出生率2.00を超えなくては自然減となる。支援金制度が令和8年度より実施されるが、最重点課題として妊婦・出産時の10万円の経済支援を倍増の20万円、出生後の休業支援給付を育休給付率の手取り10割相当を保育園に入園までの7か月間から8かけ月間支給する。</p> <p>とにかく、安心して出産が出来る環境を税制で行う。</p> <p>将来の年金を負担してくれる子どもを社会で育てるとすれば、子育てにお金が掛かるため子育て中の者又は子育て放棄をされた子どもを養育している者への優遇措置も必要である。</p> <p>財源として、現在の相続税納付額の金額から2割程度を特定財源として確保。と同時に基礎控除以下で申告する必要のない相続人には被相続人より取得した財産の1%~2%程度をその財源として納付する税の項目を設ける。</p> <p>また、出産・育児中の家庭では、子供が高校を卒業するまで所得税の緩和策して①及び②を提言</p> <p>① フランスのように年収が例えば800万円の家庭の場合で子ども2人を育てる場合、家族の人数4人で割って一人200万円の所得とみなし、200万に係る税金を4倍にして納税。</p> <p>② 子育てが終わった人で、子育て支援のための寄付を行う者にはその寄付金を所得控除として申告できるようにする。法人が同様の寄付をした場合にも直接に税額控除できるようにする。</p>